

## 令和5年度国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険の運営主体は、平成30年度の都道府県単位化以降、県と市町村の共同運営となっており、市町村では県が決定した国保事業費納付金を県に支払っておりますが、主な財源は被保険者の皆さまから納付していただいた保険税となっています。

国保事業費納付金は、市町村ごとの医療費や所得状況等を基準に算出されていますが、医療の高度化や高齢化などの影響により年々金額が上昇しています。町ではこれまで被保険者の方々の負担を抑えるため、財政調整基金を取り崩すなどして財源を確保していましたが、財政状況は悪化を続けています。このままでは、基金が枯渇し大幅な歳入不足となる見込みであり、必要な医療の提供が厳しくなることも懸念されることから、令和5年度の税率を以下のとおり改正しました。

		令和4年度税率		令和5年度税率	増額(率)
医療分	所得割	5.8%	➔	6.2%	0.4%
	均等割	22,300円		27,000円	4,700円
	平等割	18,000円		18,000円	0円
後期分	所得割	2.3%		2.5%	0.2%
	均等割	8,700円		10,000円	1,300円
	平等割	7,500円		7,500円	0円
介護分	所得割	2.0%		2.25%	0.25%
	均等割	9,000円		10,000円	1,000円
	平等割	5,500円		6,500円	1,000円
合計	所得割	10.1%		10.95%	0.85%
	均等割	40,000円		47,000円	7,000円
	平等割	31,000円		32,000円	1,000円

1. 均等割額は、加入者1人当たりの金額となります。
2. 平等割額は、1世帯当たりの金額となります。
3. 世帯主(本人は加入していない擬制世帯主も含む)と加入者全員の合計所得金額に応じて、均等割および平等割が軽減される制度があります。

## 【加入状況ごとの税率改正による影響額見込みの1例(年額)】

所得区分・加入者数など	令和4年度税率による税額	令和5年度税率による税額	比較増減
所得なし 加入者数 1人(介護該当)	21,100円	23,600円	2,500円
所得 130万円 加入者数 1人(介護該当)	158,800円	174,100円	15,300円
所得 180万円 加入者数 2人(介護該当)	249,300円	275,900円	26,600円
所得 240万円 加入者数 2人(介護該当)	309,900円	341,600円	31,700円

町では被保険者の皆さまが今後も安心して医療が受けられるよう、より一層の財政安定化に努めますので、税率改正についてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、納税通知書は6月中旬に発送しますので、実際の税額は通知書にてご確認ください。

